

## 田川市ごみ減量化・資源化推進検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市におけるごみ問題について検討するため、田川市ごみ減量化・資源化推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 一般廃棄物の減量化に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第2条の事務が終了する日までの間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (守秘義務)

第6条 委員は、公正な立場を遵守し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を

退いた後においても同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、田川市市民生活部環境対策課及び新ごみ処理施設建設室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 7月11日から施行する。